

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和4年12月15日（木）16時00分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他3名

高速増殖炉もんじゅ 所長代理 他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 高速増殖原型炉もんじゅ 性能維持施設について（補正）

資料2 性能維持施設の見直しについて（指摘事項を踏まえた検討結果）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の加藤です。それでは、本日の面談を始めさせていただきますと思います。では早速、資料に基づきまして、原子炉機構の方からご説明をお願いいたします。
0:00:14	はい、原子力機構の城です。本日はですね、資料1 資料2 と二つご用意させていただきました。
0:00:21	それで、資料1の方につきましては、前回の面談の時にですね、ご指摘を受けまして、こんなふうを検討してきたと、こういう検討結果の方をご紹介にとどまっておりましたけれども、この結果を受けてですね、
0:00:36	我々として、少しちょっと補正の案というのを考えて参りましたので、今日その辺りを中心にですねご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:00:45	資料2の方につきましては、前回ご紹介したところから大きく変わっておりませんので、そういうことをお願いいたしますんで、資料1ですけれども、
0:00:56	右下にページ番号を打っております。48分の45と。
0:01:01	こういうところを、を見ていただきますと、これまでの評価の結果を踏まえまして、どんなふうにも補正をしたいと考えているのかというところをまとめて参りましたので、ちょっと赤字になっておりまして読みにくいところありますけれども服を中心に、
0:01:16	読み上げをさせていただきます。
0:01:18	ポポツの方は措置計画変更認可申請の補正についてというところでございますけれども、大きく分けてですね三種類、ちょっと項目を分けさせていただきます。
0:01:28	5ポツ1が、本文六、七に係る補正でございます。それで、次のページ、46ページのほうをめぐっていただきますと、5ポツ2ということで、添付書類6及び第6-1表に係る補正図。
0:01:43	それで、最後47ページの方ですけれども、5ポツ3がですね、6月28日に変更申請させていただいておりますところについて、今回の補正で、必要がないと、そのまま入ってるところという形で、
0:01:58	三つに分けて記載させていただきましたので、そのあたりをですねご紹介をさせていただきます。
0:02:03	45ページ、5ポツ1をご参照ください。まずですね、両括弧1番ということで、廃措置段階の性能維持施設の考え方というのをですね、今回決めましたのでそれを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	放廃措置計画に反映したいというふうに考えております。
0:02:21	廃措置進捗に伴って低減するリスクに応じて、性能維持すべき台数につきましては、合理的に最初させる最小化させると、いうことと、性能維持すべき設備に対しましても、合理的な運用を適用すると、これを
0:02:36	機構としては基本原則というふうに考えております。今般、この基本原則を踏まえて、廃止措置段階の補正の移設の考え方というのを、
0:02:46	大きく2種類ですね、設備の維持運用方針ということと、安全機能が変化するマイルストーンというのを設定いたしましたので、この廃止措置段階の性能維持施設の考え方というものは、
0:03:00	今後の廃止措置を安全確実、かつ、できる限り速やかに推進するために、重要な考え方になるというふうに考えておりますので、以下の趣旨で、廃止措置計画の6番というところに性能維持施設ありますけれども、
0:03:16	マップの冒頭にですね入れていきたいというふうに考えております。考え方というか趣旨につきましては①②というのがありますけれども、まず①ということで、
0:03:27	設備の要求条件、状況の変化というのを踏まえて、適宜、設備の維持運用について再評価を行っていくと、性能を維持する設備につきましては、プラント状態や設備の状況に応じて、最適な運用方針を選択すると。
0:03:43	また、廃措置の進捗に伴って、安全機能を満たす上で、維持運用の必要性がなくなった設備につきましては、速やかに設備の維持性能維持というのを終了すると。
0:03:55	②番につきましては、まだですね現段階におきまして、廃止措置の工事の内容が、ちょっと明確にできておりませんので、
0:04:05	この現時点において、今後放置する廃止措置の工事内容が明確になっていないことを踏まえまして、今後の検討の進捗に応じて順次見直しを図っていくというふうにさせていただいております。
0:04:16	(2)番の方に行きますけれども、それを踏まえまして、第二段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方の反映というふうにさせていただいておりますけれども、
0:04:29	こちらにつきましては、第一段階における燃料体取出し作業の完了に伴いまして、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在するという残留リスクは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	解消した状態になったというふうに考えております。これを踏まえまして、第一段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方といたしまして、以下に示す趣旨を、こちららも廃止措置計画の本文6の方に追記をしたいということで、
0:04:56	安全確保の基本的な考え方といたしましては、2点、原子力災害の防止のために、燃料池周りを中心にですね、必要な安全機能を維持すると、加えまして、大規模損壊対応に必要な機能を維持するというのが一つ目です。
0:05:11	二つ目は、廃止措置を安全確実かつできる限り速やかに推進できるように、本もんじゅの特殊性を考慮した必要な機能を維持するとともに、その他、プラントの安全確保上必要な機能を維持するというふうにしております。
0:05:24	この両括弧1箱に見ていただくとわかります通り、今回の補正の段階におきましても、性能維持施設として明確に決めることができてるのは、第2段階前半のプラント状態での安全機能だというふうに考えております。
0:05:40	一応、安全機能が変化するマイルストーンというのを設定いたしましたので、廃止措置全体に対して作っておりますけれども、この部分につきましては、今後のプラント状態、変わるタイミングで、その都度ですね再評価をして、また改めてちょっとご説明をさせていただくと。
0:05:56	でもお願いしたいというふうに考えております。それで、あと両括弧3番ですけれども、この代段階前半の中で、重要になります。このリカバリプラン設備、こちらにつきましては、
0:06:08	少し具体化が足りませんでしたので、遮へい体等取り出し作業に係る工程管理上のリスクへの対応策、こちらをリカバリープランと呼んでおりますけれども、
0:06:17	必要に応じてメンテナンス冷却系を用いたナトリウム純化を行うこと、あとは原子炉容器ナトリウム液を布袋駅から、通常駅とすることができるようにするということ。この2点をですね、
0:06:29	リカバリープランのための目的というふうに考えております。このリカバリープランに使用する設備というのが多額か図りましたので、その結果につきましては、本文7の方に、
0:06:39	記載させていただいております。本文7の方に記載いたしましたのはですね、このリカバリープラン設備について、保守の仕方が少し特殊ですので、その保守の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:51	考え方と、こういうものをですね、端的にいきますと、特別な保全計画で管理するということですが、その点をですね本文7の方に記載させていただきました。
0:07:02	それで、ご説明の方です。添付書類6と第6-1章、こちらにつきましては、
0:07:09	大きくですね、8点ぐらいあります。まずはですね、両括弧1番ということで、機能要求のある設備の維持台数の適正化というふうに呼んでおりますけれども、
0:07:21	こちらにつきましては、プラントの安全機能を満たす上で、維持運用の必要がある設備につきましては、第一段階と同様にですね、併記をの許認可に基づく維持台数を維持期間が終了となるまで維持すると、
0:07:36	前回の変更申請の時にですね少し間違った考え方で、自主的に法案する施設みたいなちょっと入れちゃったところありますけれども、そこはちょっと撤回をさせていただきます、
0:07:48	このような記載の仕方では維持台数の適正化を図るといふような、補正をさせていただきますというふうにご検討しております。
0:07:54	併せまして、両括弧2番の方のリカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化ということで、前回の変更申請の時には、少しタンク等に固化するまでとこのようにふうになったものがたくさんありましたけれども、
0:08:07	この部分につきましては、遮へい体等の取り出しが完了するまで、維持するというので、維持期間をですね、ナトリウムをタンク等に固化するまでから、遮へい体等の取り出しが完了し、ナトリウムをタンク等に固化するまでというふうにご詳細化することで、
0:08:22	他のナトリウム設備と方リカバリープラン設備の維持期間をですね、明確に定義したというふうにしております。
0:08:29	両括弧3番につきましては、今回の再評価の結果を受けまして維持期間やっぱり終了になる設備でございますので、この設備につきましては、今まではですね、第6-1表上は、
0:08:41	維持期間が書いてあるだけでちょっとわかりにくかったところありますので、今回第一段階から第二段階に移行するに当たりまして、終了になるものにつきましては、性能欄のところをですね斜線して識別をするというのをやりたいというふうにご検討しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	両括弧 4 番ですけれども、こちらは、審査の中でご指摘いただきました、燃料下水の冷却浄化装置の負圧延期というところですが、この部分につきましては、少し見直しをして、S A の維持施設として、
0:09:12	今後も維持管理するというふうにしております。ちょっと表現の仕方維持台数の見直しというふうになってるのは、第 6-1 表で見るとこの台数のところを、特記をしたのを消し削除するということになりますのでこの維持台数の部分を見直すと。
0:09:26	いうふうにしております。読み上げますと、燃料池に保管する、燃料体の被覆管の健全性確保という観点から、水質維持につきまして万全を期すということにしたいので、
0:09:38	燃料池水の方冷却浄化装置が全域こちらを性能維持施設として、燃料体の搬出完了まで維持するというふうにしております。
0:09:47	両括弧 5 番ですけれども、新燃料受入貯蔵設備の維持期間の見直しになります。こちらにつきましては前回の変更申請の時には、少し時間保守的にし過ぎておりましたので、
0:10:00	当間端的に行きますと、当該区域境界の管理区域を解除するまでというふうになっておりましたけれども、ここにつきましては、燃料体の搬出が完了すれば、この時間を終了できるということになりますので、
0:10:13	そのように修正したいというふうに思っております。
0:10:16	両括弧 6 番です。こちらは、米津計装設備の維持範囲の明確化というものでございます。
0:10:22	プロセス計装でございます。この米津計装設備につきましては、性能維持の範囲がですね若干曖昧なところありました。端的にいけますとナトリウムの不重点範囲というふうな書き方しかできておりませんでしたけれども、
0:10:36	それではですね廃止措置計画上どこまでかというのが少し見にくいと、こういうふうに思いましたので、そこを実際に液体で補助しております原子炉容器、一次主冷却系設備、1 次ナトリウム補助設備、1 次メンテナンス冷却系と、こういうふうに修正したいというふうに思っております。
0:10:54	この中で特に一次主冷却系設備、一次ナトリウム補助設備、一次メンテナンスデッキだけこちらにつきましてはリカバリープランでも使用することになりますので、そこもを考えてですね、余熱計測設備の維持範囲というのをこのように記載したいというふうに考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:09	あと両括弧7番につきましては、こちらは、エリアモニタリング設備費につきまして、これまでご説明の方を繰り返しておりますけれども、この説明してきた資料がですね、廃止措置計画の方に、一応検討させていただきたいというふうに思いましたので、
0:11:25	エリアモニタリング設備の性能維持理由に関する説明というものをですね、添付書類6の方にマークつけると、そういう作業をやりたいたいかなというふうに思っております。
0:11:35	47ページの方に行っていただきまして学校8番ということで、こちらその他表現の適正化ということになります。今回のですね、改めて全部見直しまして、
0:11:46	やっぱりですねちょっと表現が少し不適切なところがあるなというふうに思いましたのでここにあるような形でですね、表現を適正化したいというふうに思います。
0:11:56	まず①番がですねモニタリングカーでございますけれども、こちら維持台数1台というふうにしてございましたけれども、実際モニタリングカーの中にはいろんな計装がたくさんついております。これが台数の1台ではですねちょっと表現があまりよろしくないなというふうに思いましたので、
0:12:12	モニタリングカーで一式と、こういうふうな記載にさせていただいております。同じようにですね不整地層厚用法の特殊車両、こちらにつきましても、1台では、ちょっと表現が不適切ですので、
0:12:25	こちらも一式と、こういうふうにしたいと思います。③番は、第6-1表の注記でしてこちらは、ちょっとすいません誤字のようなタグになります。
0:12:36	3ポツの中にですね二次系冷却材ナトリウムというふうになっておりましたけれども、他の性能維持施設の廃止措置計画全体を見渡すとですねやっぱり二次冷却材ナトリウムというふうにこの形の文字がですねちょっと余計でしたので、
0:12:49	ここ削除させていただきたいというふうに思っております。
0:12:52	あと④番は、添付書類6で時間が設備ごとに異なるというものがございますので、それぞれ機械分割してですね、6-1をジョウも記載したいと。
0:13:03	第6添付書類6の中でもを記載したいというふうに思いますし、この添付書類6の中で、こちらちょっと誤字に近いですがけれども、ちょっと会議括弧の付け忘れがところありましたので、お渡しさせていただきました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いと、あとはその他表現の適正化と、こういうものをですね少しさせていただきますというふうに思っております。
0:13:21	あとCO・OPさんはですね、6月28日の変更申請内容のうち、今回補正の必要がない事項を、ですので、ここにつきましては、引き続きですね、
0:13:32	今回の変更の中で、採用していきたいというふうに考えているものになります。
0:13:37	(1)番は、性能維持施設の性能の詳細化の記載変更ということで、こちら機器、許認可通りというふうにしておりましてけれども、設置許可工認等々をから、
0:13:49	記載を抽出して具体化したというところについてはそのまま生きているというふうにしたいなと思っておりますし、
0:13:55	両括弧2番ということで遮へい体と取り出し作業を伴う新たな機能の設定ということで、燃料体の取出し作業終了に伴いまして、燃料を安全に取り扱う機能というのは維持期間終了いたしますけれども、
0:14:09	第二段階の前半ですね同設備を用いて遮へい体の取出しをやりたいというふうに思っておりますので、この部分につきましては、遮へい体を、等を取り扱う機能と、こういうのを追記を、
0:14:20	をさせていただいて、その機能について、性能と維持期間というのを新たに設定をさせていただいております。この中で、新燃料受入貯蔵設備及び米津機能というのがあります。
0:14:32	こちらにつきましてはパターンのには、地下台車の予熱機能になりますけれども、第一段階におきましては、新炉心構成要素等の米津が可能な状態であることというふうにしておりましてけれども、
0:14:44	放射性タイプの取り出し作業におきましてはこの新炉心構成要素の取り扱いを予定しておりません。ただ、どうしてもやっぱり遮へい体の取出し作業をやっていく上ですね、ドリップパンの米津というのは相殺をやらなきゃいけなくなりますので、この地下台車に遮へい体等を取り扱う作業の新たな機能としてドリップパンの予熱が可能な状態であること。
0:15:04	こういうのを性能として設定したいというふうに考えております。
0:15:09	両括弧3番は、燃料体の取出し作業終了に伴う機能維持期間の見直しということで、この燃料体取出し作業に伴いまして、終了に伴いまして、炉心冷却のための冷却材確保というのが不要になりますので、
0:15:24	ナトリウムが系統なり安全に保持されていることが、機能として要求されることになりますのでそのように機能見直しをしております。また、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	燃料体の取出し作業終了に伴いまして、炉心燃料貯蔵槽をE V S Tですけれどもこの未臨界維持機能というのも不要になりますので、
0:15:41	この維持期間の見直しをして、維持終了としたというところについても、これもそのまま1期というふうにしたいと思います。
0:15:49	すいません。あと両括弧4番です。遮へい体等の取り出し終了に伴って、
0:15:55	時間の適正化をするということで、こちらは遮へい体と取り出しで、のみに使用するネンコウ装置、炉内中継装置、出し入れ機というところにつきましては、酸化防止機能が不要になる。
0:16:09	ということで、そこまでの維持期間というふうにしたことと、48ページになりますけれども、1次アルゴンスサンプリング装置、こちらにつきましては、
0:16:18	少しですね保守的な期間として当該区域システムの管理区域を解除するまでというふうになっておりましたけれども、こちらも、遮へい体等取り出し作業終了に伴って、必要性なくなりますので、維持期間の見直しをするということでこれも行き、
0:16:34	両括弧5番です。あとはは使用済み燃料の強制冷却機能に関する意識化の見直し、こちらも法燃料体がは運転停止が長くて、放管率が低い状態にあるというところは変わっておりませんので、
0:16:47	この使用済み燃料の強制冷却機能が不要と判断できた段階で、維持期間終了できることができるというふうに考えておりますので、この時期についてはちょっとまだ性能維持施設廃止措置計画は具体的にはちょっと、
0:17:00	記載できておりませんが、この方、不要と判断できた段階で、時期が終了するっていうふうに記載をしております。
0:17:08	両括弧6番につきましては、原子炉格納容器の雰囲気計装の時間の見直しになります。こちらにもナトリウムが液体状態で保有されている区画と、こういうのが、窒素雰囲気中で保たれているということを確認すると、こういう機能になりますので、
0:17:24	ナトリウムのドレン及び他によって、当該機能不要となりますので、時間の見直しをするということです。7番はですね、中性子エリアモニターの維持期間の明確化ということで、こちらにも燃料体、あとは中生次元集合体、
0:17:39	燃料池に保管された後には監視不要になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:43	なので、燃料体の取出しは終わってますけれども、あと中性子減集合体のほか、終わればですね、維持期間を終了するというふうにしたいと思っておりますので、そのような変更申請しておりますこの部分は行きというふうにしています。
0:17:57	あとは、両括弧 8 番です。鳥羽安全機能に寄与しない設備というのを、前回性能施設として入れておりましたけれども、今回の再評価の結果を受けまして、
0:18:07	やはりこの安全機能に寄与しない、安全に寄与しない設備というのは、性能維持施設から除外するべきだろうというふうに思ひまして、既管理区域の換気機能、
0:18:18	具体的には、補助建物の一般換気装置、蒸気発生器室の換気装置、メンテナンス冷却ケースの換気装置、炉外燃料貯蔵槽冷却系室の換気装置、
0:18:30	この非管理区域の肝機能になりますけれども、この部分につきましては安全に寄与しないというふうに思っておりますし、ブランドの運転補助機能を廃水処理機能ですけれども、こちら安全に寄与しないということで、
0:18:42	訂正の施設から除外するというところについては 1 基にしたい。
0:18:46	あわせて、その他、表現の適正化ということで、1 から 4 番にあるようなですね、適正化もしております、ここの部分もそのまま前回申請でいきたいというふうに考えております。
0:18:59	以上を踏まえまして、別表の 1 というところにですね、第二段階前半のプラント状態における安全機能の適切結果というのを、改めて表で出したということになります。
0:19:11	前回ちょっとですねこの表のタイトルがですね、(1) (2) では赤線と書いてなかったんですけども、ちょっと中身がわかりにくいなと思われましたので、
0:19:21	両括弧 1 番の原子力災害の防止の中で、引き続き維持するものと、維持不要になるもの。
0:19:28	廃止措置の安全確保の両括弧 2 番の中で引き続き維持するものと不要となるものと、こういうのを、明確にですね、ちょっと整理しておりますのでそれを書かせていただきましたので、
0:19:39	あとですねプロセスモニタリング設備、こちらにつきましては、これまでですね維持期間の判断理由についてちょっとご説明してる資料はありませんでしたので、今回それをさせていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:50	この表の見方につきましては、めくっていただきますと例えば1ページのところにですね、冷やす機能、冷却機能燃料池の水冷却機能の中の維持期間のところは赤字になってると思います。この辺りが、
0:20:04	今回の変更申請、補正も含めてですけれども、修正するところを赤字で記載したということになっております。
0:20:13	あとはこの表につきましてはざっと大御所会話させていただきましたけれども、
0:20:22	34ページぐらいからですね、両括弧2番の廃止措置の安全確保の関係で遮へい体を取り扱う機能を新しく追加するとかですね。
0:20:33	あわせて、
0:20:36	例えば、35分の、14ページ15ページ、ここらも遮へい体等取り出し作業が完了するまで、タンクに固化すると、そのあたりをですね記載をしております。
0:20:49	それで、ちょっと前回の面談を説明したやつの中でですね21ページの、ちょっとあまり事項を明確にできてませんけれども、
0:21:01	ちょうど中ほどにですね、換気機能で、この設備名称の右から二つ目のところ見ていただくと、
0:21:09	メンテナンス廃棄物処理建物換気装置の下に、電気設備室換気装置と、こういうのを記載しましたけれども、前回ですね、ちょっと不備があってここ空欄になってましたので、ちょっとこの空欄を埋めて参りました。すいませんでした。
0:21:25	そうです。
0:21:27	す。28ページ、35分の28ページからは、0点ということで、プロセスモニタリング設備の維持期間の判断理由ということで、
0:21:40	こちらはですね、両括弧一番原子炉格納容器モニターでございますけれども、
0:21:47	左からですね、放射線施設区分から維持期間のところまではですね、そのまま6-1を持ってきています。で、この原子炉格納容器モニターをですね、構成する内訳とこういうものがここにあるようにですね。
0:22:01	格納容器モニター、一時ウォンガス室、雰囲気モニター、炉上部ピット雰囲気モニター、原子炉容器室雰囲気モニター、一次主冷却系数に届いたということで、
0:22:13	実際はですね6-1表上では見えないんですけどもこのように、構成するモニターがたくさんありますので、それぞれのモニターにつきまし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、今まで何を測っていて、今後どうしてるのかと、こういうのをですね、
0:22:26	右側の方に設置の目的、維持期間の判断理由というのを記載させていただいております。例えば一番上だけご紹介させていただきますと、原子炉格納容器モニターでございますけれども、この格納容器モニターの中には、
0:22:39	さらにですねがすごいダスマニタ蓬田というのがございます。
0:22:43	これらにつきましては、格納容器の床上雰囲気中の放射性物質の濃度の把握と、こういうのを目的として、もともと設置されておまして、
0:22:53	この格納容器の床上雰囲気中に含まれる放射性ガス放射性ダスト、放射性ヨウ素の濃度を測定するというものになります。
0:23:02	第一段階中はですね、燃料体取出し作業をやっておまして、ここの部分につきましては、そのまま運転段階のもので維持しておりましたけれども、この結果として放射線レベルの有意な変動はありませんでした。
0:23:18	あと第二段階で実施する遮へい体等取り出し作業におきましても、この放射性物質の発生の可能性は著しく低いと、プラント状態として考えております。
0:23:27	さらに、作業管理におきまして必要に応じてですね可搬型の設備等による監視も可能になるというふうに考えておりますので、こちらは性能維持不要と、こういうふうに判断しております。
0:23:39	なお、この格納容器雰囲気Eにつきましては、換気空調系で換気されておまして、廃棄の最終段は、排気塔に導かれますので、
0:23:49	排気塔モニターによっても監視もできているということになりますので、個別にこの部屋だけをですね、モニタリングする必要はないというふうに思いましたので、
0:23:57	今のちょっと廃措置計画に記載されている通り、燃料体取り出し終わりましたので、本年10月13日、炉心及び炉外燃料貯蔵槽からの燃料体の取出し作業完了に伴いまして、
0:24:10	維持期間終了しているというふうに考えております。これはこのままで良いというふうに今回評価したということでございます。それが同じようにですね、ちょっとすいませんページの改定がはずいんですけれども、
0:24:23	両括弧1の表の一番下営業(2)の気体廃棄物処理設備排気モニターがあって、表自身は次のページに飛んじゃってまして、すみません、ページがよろしくなくて申し訳ありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:33	それと、両括弧 3 番、原子炉格納容器の排気モニター。
0:24:39	次のページっていただきますと、原子炉補助建物排気モニターが両括弧 4 番、両括弧 5 番でメンテナンス廃棄物処理建物の排気モニター。
0:24:49	同じように、共通保守設備理事アルゴンガス動いた支持ナトリウム純化系のコールドトラップ冷却コースモニター等々を必要なモニターですと、全部ここに挙げて、全部で 13 個を排水モニターでですね、作って参りましたので、
0:25:04	この表をもってですね、なぜ、今までどういうふうに設置していて、平時期間終了してよいと、判断した根拠は何かというのを、改めて質問整理して持ってきたということでございます。
0:25:16	それで、あとはですね、後ろの方には、少々わかりにくいんですけども、その辺りご説明したものをですね、
0:25:28	参考資料ということで、今回補正なりますので、すいませんちょっとページが打ってなくて申し訳ありませんけれども、
0:25:40	エリアモニター関係ネットをめぐっていただくと、参考資料の 3 ということで、そのあたりですねすいません。
0:25:51	本文 6 名の 3 伝票でですねちょっと表させていただいております。一番左が現在のを見ていただいておりますという、再措置計画の記載で、真ん中の変更後というのがですね、6 月の 28 日に変更申請させていただいたときの、
0:26:10	オオキサイで、一番右の補正後というところが今回このように補正したいというものでございまして、
0:26:17	青字になってるところがですね、今回補正したいところということになります。赤字が、前回の変更の時の変更箇所を表しておりますとちょっと 2 色になっててちょっと読みにくいですが、青字のところを今回補正したいところだと、いうふうに見ていただければというふうに思います。
0:26:34	さらに、この右側の方にですね、補正をした理由というところがありまして、括弧で、5 ポツ 1 両括弧 101 参照とか書いてありますが、先ほどご説明した審査資料の部分を参照していると、いうことになります。
0:26:50	同じように、
0:26:54	飛んでいきまして、
0:26:55	本文 67%。
0:26:59	ちょっと表現を変えましたのは、下にページ打ってます 3 の参考の 3-7 というページをご参照いただきますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:10	リカバリープラン設備飯尾を特定したと、こういうところにつきまして 前回はですねちょっと表現の仕方が、隔壁になってて読みにくいところ ありましたので、
0:27:20	ちょっとこの山根みたいな感じで箇条書きの方がちょっと読みやすいか なと思いましたのでそれはちょっと表現の適正化をですね今回させてい ただきたいかなと思っております。中身は変わってません。そのように したいというふうに思っております。
0:27:33	それで、また数枚めくっていただきますと、ほぼ参考の4ということで 同じように添付書類6というのを、同じように作って参りました。
0:27:43	合わせて、
0:27:45	この添付書類6のところ、
0:27:49	参考の4-4と、こういうページを見ていただくと、
0:27:53	両括弧を置くということで、エリアモニタリング設備という記載をして おりますけれども、このような記載を追記させていただきまして、最後 にですね、別添の1ということで、先ほどご紹介しました第二段階のエ リアモニタリング設備の性能維持施設について、
0:28:08	こういうのを記載したいというふうに考えております。それが、
0:28:13	実際にはどのように記載するかというところでですね、ちょっとポン酢分でし て申しわけありませんけれども、
0:28:22	これを添付書類6の最後ですね、参考の4-30というところに、添付書 類6別添ということで、第二段階のエリアにモントレ設備の性能維持に ついてと、
0:28:36	そういうものをつけたいと思います。
0:28:38	おります。3以降の4-30ということですね。
0:28:42	で、今、浜で、今日のこの資料の別紙つけておりますけれども、全く同 じ記載をですね、ずっとこの後にですね、付けさせていただくというこ とを考えておまして、
0:28:55	参考の4-31からですね、本文のはじめにから始まりまして、2ポツの 要求事項、
0:29:03	併算ぼつということでエリアモニターの選定、
0:29:07	そういうところまで記載をさせていただきまして、参考の4-36からで すねちょっと色が変わってなくて恐縮ですけれども、
0:29:16	第1、第1条ということで第二段階で適用を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	提出するエリアモニターの一覧表というのもつけたいと思いますし、第2表で、毎時を逆にするエリアモニターの一覧表というのもつけさせていただきますし、
0:29:34	参考の41というところに行きますと、そのエリアモニターの場所をというのわかるようにしておこうかなと思いましたが、添付書類6の別添ということでここまでつけると。
0:29:45	こういうのやりたいなというふうに思っております。
0:29:48	それで、あとはですね、次のページから参考の5ということで第6-1を、性能維持施設になります。こちらはですねちょっと表現の仕方が難しくくてちょっと読み方も難しいんですけども、
0:30:02	一番上に記載しているのが、現行の廃止措置計画になります。
0:30:11	それだけですね。はい。一番上が現行です。真ん中が6月28日の変更申請したもので、一番下が今回補正したいものということでございまして、
0:30:23	この右側にですね、変更理由欄を書いておりますけれども、ちょっとこの表現が難しくくて、
0:30:29	ここに書いておりますこの右側ですね、現行からその下の廃止措置計画の変更をするときに、出させていただいております変更申請書に書いてある、
0:30:40	変更理由をそのままここに記載しております。なので、この上から真ん中への変更理由が、一番上の右側に書いてあると。
0:30:49	さらにですね、今回変更から補正と、こういうふうにかけていきたいと思っておりますので、
0:30:56	変更から補正の修正箇所の理由というのを、ここに变更后補正後と、矢印というふうに書いてありますけどその部分はここに該当。
0:31:08	一番下は、現行からは補正後、トータルでどう変わるのかっていうところでその変更理由を記載したということになっておりますので、
0:31:18	あと少々見にくいところありますけれども、これ見ていただければ、読み取ることができるかなというふうに思っています。
0:31:27	それが、この補正の移設につきましては、全部で37ページ、9ページがありますので、ずっと37ページ分ですね、続けると。
0:31:37	こういうことになりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:41	例えば、すみません今回ちょっと採用してる中でですね、今日持ってきたやつに、すみません誤記が一つありますのでその誤記の訂正だけさせていただきますと思います。
0:31:53	下のページ数で、参考の5-18というページをご参照ください。
0:32:03	午後の18のですね、一番下に、ちょっと小さくて恐縮ですけども、水中燃料貯蔵設備で、燃料池と、燃料下水の冷却浄化装置というふうに記載してあります。
0:32:18	ここをですね先ほど言ったように、前回の変更申請の時ウエノ真ん中のところ見ていただくと2系統かつ脱塩器を除くというふうにしていたのを、
0:32:29	この括弧脱塩器を除くというのを削除するというのが先ほどちょっと説明させていただいたもので、2系統ということになります。
0:32:38	で、ここの理由欄をですね右側に記載しているということになるんですけども、今ここに書いてる5ポツ3両括弧5、使用済み燃料の強制冷却機能に関する維持期間の見直しというふうに維持期間というふうに書いてしまってますけど、
0:32:55	実際には先ほどご説明した通りで混乱維持台数のほうになりますので、すみませんちょっと誤記がございます。あと別で1台というふうに修正をさせていただきますというふうに考えております。
0:33:06	以降ですね、桃里法、
0:33:10	ずっと最後まで、参考の5-37までですね追設が6年以上がついてると、そういう形でまとめて参りました。
0:33:19	まずは、すみません、駆け足で申し訳ありませんけれども、この資料については以上でございます。
0:33:26	はい、原子力主査の加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問コメント等ありましたらお願いします。
0:33:41	田沢先生、有吉です。はい。ちょっとだけ、最初の方の赤字の48分を、27ページに文章で説明されて、
0:33:56	いや、いいですか。はい、どうぞ。
0:34:00	本当に5.3の(2)、新燃料のところの、これなんです。ドリップバンのN-Sってこれ、どこのドリップバンですか。
0:34:14	燃料出し入れ機で用いるドリップ。
0:34:18	燃料出し入れ機ですと、そうだそうです。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:23	じゃあ、燃料出し入れ切りのドリップパンって書いた方がわかりやすいのかなっていうささいなコメントで、これあれですか。
0:34:33	ドリップパンは、この新ルールの所取扱設備のところ持ってきてここで外すところ、取り扱い、これもちょっと、
0:34:43	外すのではなくて、設置する前の米津をここでずっと今まで、今までもずっとここでやってまして、はい。はい。で、そこだけということになります。なので今までの宗篠原というものではありません。
0:35:02	ちょっとわかりやすくしたらっていうことぐらいで、わかりました。あと何だっけ、一時 48 分の 48 で、
0:35:12	一次アルゴンガスサンプリング装置。
0:35:15	載っとるということですね。これこれまで S s L でリカバリープランで、窒素雰囲気か何かアシストロードか何かこれで見ると来たのかなと思ったんですがそこはどうなんですか。そこで見ます。はい。
0:35:29	なので、維持期間を見直したといいます。これ、前回申請したもののままにするとすいませんちょっと説明が悪くてそういう意味なので、
0:35:38	遮へい体取り出しまでこれを戻すわけですねそうです、遮へい大綱で作業終了まで残します。はい。はい、わかりました。
0:35:47	あとねこれ、今日のこの資料ではなくて、前回送っていただいたやつをずっと読んでて思ったんですけど、
0:35:55	遮へい体取り出しは、原子炉容器から、もしかしたら燃料出し入れ機じゃなくてそれ A と炉外連絡所ソースをバイパスして持っていきます。バイパスしません。
0:36:07	同じように、はい、やります。J A B 外燃料貯蔵槽もしゃべり取り出しまでの議論を残すわけですね。そうです。はい。
0:36:15	わかりました一緒にすればとるのかなというふうに読めたんですけど私の勘違いです。はい。すいませんちょっとわからなかったかもしれません。はい。今まで基本的に同じ操作をしたいと思いますので、
0:36:26	同じように炉外燃料貯蔵槽に 1 回入れて、そこから洗浄して池に持っていくということになります。はい。はい。はいはい、わかりました。はい。ありがとうございました。私以上です。
0:36:38	継続ですけども、テーマに関連してなんですけど最後の最大等の取り出しも燃料の取り出しを同じような手順でやるっていうのを、申請書のどこで読めるのかっていうのちょっと後で教えていただきました。
0:36:54	わかりました。ぜひ見たときに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:58	どこで埋めるのかなと思ってしまったんで。わかりました。はい。
0:37:09	すいませんじゃちょっと確認して、ここに書いてあると、こういうのを ご説明します。はい。
0:37:18	増産アリヨシです。リカバリープランはとりあえず何級休止にするんだ よね。そうです。
0:37:29	だからととりあえず点検しないという理解でいいでしょう。そうです。 はい。
0:37:34	で、遮へい体取り出し害するで第1キャンペーンがうまくいったら、僕 より安心できて、ずっと吸収簡略にしておけばいいと思うんですね。は い。基本的にはだから第二段階の前半の間は、
0:37:50	リカバリープラン設備については、ずっと応急指導状態かなと思ってお りまして、必要になったときに点検をして使う、そういうことになりま す。ちょっといいかもしれませんが、その辺の趣旨がですね。
0:38:04	ちょっと参考の方3-7のところ、本文7のところですね、
0:38:09	リカバリープラン設備の保守管理という欄をちょっとつけさせていただ きまして、
0:38:14	一次系設備費関連追加の設備を中心に、一部の機能特別保全計画により 維持管理するというのが、そのあたりをちょっと言っているという ことです。はい。
0:38:26	この差合理的だと思います。
0:38:41	規制庁の活動ですけれども、ちょっとこの、年1じゃなくて資料2の、 ちょっとこの後、何かご説明、特にない。いや特に1ヶ所だけですね、 動きがありました。すいませんちょっとわかりにくいんですけども。
0:39:00	今日持ってたやつだと、23ページに行っていたかと、ちょうど前回持 ってきた資料には、ちょっとこの矢印ですね、二つ矢印があるような 感じになってて、ここ、完全にただの動きなのでその矢印を修正した。 これこれだけです。はい。それ以外は変わってません。わかりました。 じゃあ、
0:39:17	ちょっとこちらのちょっとコメントによろしく願います17ペー ジ。
0:39:22	エリアモニタリング設備、
0:39:24	はい。
0:39:27	以下に、以下のエリアに係る区は維持不要と判断したってなって①番 に③と書いてあって、これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:36	資料1の方を見ると、よくわかるんですけど、ちょっとこの、多分、大分省略して書かれてるので、ちょっとざっくりし過ぎてるかなと思います。例えば、燃料取り出し完了に伴い、何で放射線レベルの変動可能性がないんだってな。
0:39:54	ちょっと例示、例えば例示していただくのか、ちょっと、
0:39:59	スペースも深まるなるほど、わかりました。ちょっと変動する可能性っていうところが、結論だけになって、そうそう評価結果が入ってないということです。はい、わかりました。その辺をちょっと、
0:40:13	わかりやすいのかなと思いますので、お願いしたいと思います。
0:40:18	はい。条線自分の話に関連して、同じページでね、②番がね。はい。多分ねこれを読んでネタってわかんないんだと思うんです、皆さん。
0:40:30	なるほど。
0:40:33	ここはねちょっと一部二部もそうですけどもにもそうです。結論しか書いてないので、なぜそうなのかというのを、もうちょっと括弧の何か工夫してみようと思います。
0:40:46	そうですね。はい。すいません。了解しました。加藤さん。加藤さん伊丹創造代表で書いてるとか、このところですよ。うん。
0:40:55	私も同感でございます。
0:41:11	えっと、加藤ですけれどもちょっと続けてなんですが、
0:41:16	資料1の、
0:41:17	別、別1本ですかね、エリアモニターの一覧表があって、
0:41:31	これ、設置の目的と運用停止の理由というのをちょっと説明していただいていると思うんですけども、すいません細かすぎるのかもしれないんですが、
0:41:44	②で落としてるところで、
0:41:47	汚染汚染がもう想定されないみたいなところは再作業を考慮して補正が、
0:41:58	想定されないみたいなところはいいかなと思うんですけど、ちょっと、
0:42:06	別の1-5の方にマル2が出てきますので、そう。管理室の方はそうですね。はい。第一段階の時に有意な変動がなかったと言うのを、
0:42:23	パイピング理由にしてる。
0:42:26	メディアですかね。1-6ですか、1-6の方ですか。なるほど。いうエリア、はいはい。ちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:38	これまでもう人が、これまでも有意な変動がなかったので行けませんって言うんですけど、とはいえ、放射化ナトリウムをとりあえず図の中で取り扱う設備を補修してるエリアメンテナンスやと思うので、何か、
0:42:58	もう一段、何か欲しいから、いろいろ出してましてわかりました。はい。確かに言葉が足りなくて、第一段階の時には、
0:43:10	やっぱり燃料体の取り扱いやってまして他のところも、等は万が一の燃料体からのピンホールが発見されるとかそういうのを想定をして、
0:43:22	念のため、ずっと維持してたものがほかにも幾つかありますけれども、今後は、その辺の燃料体の扱いはもうなくなりますので、本当に今あるこのナトリウムの分だけ、こういうことになります。はい。なので、このナトリウムにつきましては、今までの作業で、
0:43:42	そこのエリアに持ってきて、補修作業をしたとしても、それほど影響がなかったということになりますので、第一段階のときにどこまで想定していて、第2段階になったときにはそれがなくなってるから、これでいいんだと。
0:43:58	こういう話を少し補強した方がいい。そんなイメージですかね。はい。これでちょっと教えていただきたいんですけど
0:44:09	コピー機エリア、エリアモニターでも監視してるんだと思うんですけど、この実際にメンテナンスでもう持ってくるときに、何か汚染検査みたいな、絶対あるんです。
0:44:24	ですね。
0:44:27	メンテナンス。
0:44:31	競ってまして、えっとおっしゃる。
0:44:34	URの経験ですと、グリッパーのセンターのところに、60、コバルト 60とか帰着してます。
0:44:44	そういったところは、
0:44:50	それはまた熾烈に点検するんです。
0:44:53	私は鶴見前村、大町ですんで、そこで一応わかりましたこのエリアモニターだけで、
0:45:02	見てるわけじゃなくてちゃんと汚染検査もやる作業管理の中で、きちんと管理してますので、エリアモニターだけではそんな感じできませんので、わかりました。また、その辺も、
0:45:15	何か、ここうなんですかね。なるほど。このエリア分だけでしか見てないんだとすると、一応整理されたものは使うところである。そうです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ね。わかりました。他のところに一般的にちょっと書いちゃってるところありますけど、ここだけは、
0:45:31	確かにそういう作業が今後も継続しますので、これはちょっと追記して、さらに明確に、あと作業管理をするという話は、書きたいと思います。細かすぎるかもしれないんですけど、作業管理の中で、そういった汚染管理をしていくエリアを生かし、
0:45:51	そうですね。そうですね。はい。
0:46:01	柴。
0:46:08	地区の事情で見たら、
0:46:11	消防、
0:46:18	ないですけど、今回の補正ということではないプロセスメーターリング設備も受けてきてるってことをちょっと確認したいんですが、これもちょっと今、
0:46:32	井田なんかと同じ。
0:46:35	話、感じだと思ってるんですが、その分、運転中、何か、
0:46:46	それが燃料だとかを想定して作って、バスというのが何かあって、運転しないんだから、必要ないんですけどっていうのは何か大きな大前提としてあるのかなと思ったんですが、
0:46:58	この説明の中だと第一段階と比較して、第一段階でのその変動がなかったからっていうことが何か強調されて書かれてるんですけど。
0:47:09	運転停止したんでもうそもそも要らないんですけどっていうのがあるのであれば、そこそ説明してもらったほうがわかりやすいかなと思うんですけど。
0:47:24	勉強会は、私がなくなってからは制限がなくなったっていうところが主なところなんですけれども、およそ内容を追記すればいいということですか。
0:47:35	あそこは書かれてますよね燃料体、第3回の燃料体、燃料体がないからってことですか。
0:47:44	そうなんですけど、運転じゃなくて、運転ではなくて、そう、燃料他いいですよ。そうそう、営業課の郷年齢年齢の発生とかっていうのを想定してってことですか。ありますね。はい。であればそそう書いてもらった方が、
0:48:02	年内に何を想定して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:07	プロセスモニターをつけてましたっていうのでは面倒ないんだからと言ってもらえればそれはそれで、当初の目的はなくなったんですって書いてもらえれば、わかりやすいかなと思ってます。ちょっと補強してもらえればなと思ったんですが。
0:48:25	全般にわたって個別設定についてですね、皆さんこれ今回の特性じゃない。
0:48:34	資料をふやしてもらえず、運営しないですけど、今の記載は多分ですねほとんど全部はですね1ポツ目が運転段階、何を目的に設置していたというのが書かれていて、第一段階の時は何を想定してたかなくなって、
0:48:53	第二段階は、という記載になってるんですけども、第一段階に何を想定していたのか、だから維持してたのかというのを、
0:49:03	記載できるものを記載したほうがいいということですかね。
0:49:07	ですね、書けないことないと思いますのでちょっと考えたいと思うんですけど、実態といたしましては、第一段階の時には、何かを想定するというよりは、基本はその燃料体の取出し作業そのものがですね、
0:49:21	供用段階にある操作、本来そうなので、その燃料体の取出し作業を、を速やかにおるために、第一段階に移行するときに、
0:49:33	本当に要らないと思うやつ以外は全部残すというような評価の仕方をしてきてますので、当時、一つ一つについて、なぜ、何を想定して何を残すのかみたいなやつは、
0:49:44	当時は評価をしてないんです、今思えばこうだったのは書けることは書けるので、今回の評価の結果として、
0:49:53	第一段階は、これを念のため見てたということになるけれども、第二段階に移行するにあたっては、それも入れないので、やっぱり増えますと、そういうふうなポジションでよければ記載できるかなそうですねそれでよろしいですかね。
0:50:11	第三課に入るときに、うん。削除できたかもしれないけれど、そうそうそう、当時は評価しなかったと。なるほど。はい。
0:50:22	懇談会においても変わりませんと、今後、解体該当アスベストは使わない。はい。
0:50:47	ちょっと一つ一つに記載するか、全体のところで、今の記載を、
0:50:55	するか、いずれにしろこのちょっと審査資料の中で、このポジションがわかるようにしたいと思います。それをどこにどう記載するかちょっと考えています。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:09	あとすいません、これもね、補正のところじゃないんでちょっとあれなんですけど、例えば、参考の 4、28 の企業の、
0:51:18	維持期間の書き方なんです、参考の 28、住民、（9）で、その他施設の給電設備について、
0:51:32	これは僕だよ。ね。
0:51:38	牛井じゃない。
0:51:40	簡単にそうなんだよ。ね。
0:51:43	時刻表前。
0:51:47	はいはいはい。
0:51:51	これに比したやつですかね。25、そうですね多分 6 の液晶の方で見ていただいた方が、25。
0:52:07	この 25、下のページ数、参考の、そうそうこちらで多分見ていただいた方が、
0:52:16	簡単に着手するまで、これぱっとすぐ、例えば多分ほぼ 24 ページの方だと思うんですけども、
0:52:24	電気設備の送電線から始まるこの辺りが、当該設備の解体に着手するまで、多分もう、これ最後まで解体しませんよという意味合いで、書かれてはいると思うんですね。そうですね。はい。
0:52:38	これだと、いつでも解体できるという記載になっているので、
0:52:45	ちょっと今なのかっていう気はしてるんですけど、はい。少し見直しを検討してもらえないのかなと思ってんですけど、ここはですね、ちょっと難しく、どうしましょう。
0:52:59	紙を持ってきてますけど、こちらをご説明させていただければ、わかりました。はい、わかりました。とりあえず、了解しました。はい。
0:53:10	ここの部分ですね。
0:53:14	この今のご趣旨は、この参考の 24 ページの、
0:53:21	電気設備に関して、というイメージでよろしいですか。ただその書き方に着手するまでっていう日本語の部分が、多分もう最後まで解体しませんっていうようなことが書かれてるとは、通常はするんですけど、
0:53:37	それはいつ解体しても、
0:53:40	いずれも解体できるってことが書かれてるので、
0:53:44	何か制限を設けるべきじゃない。
0:53:47	そう。情報が無いんですよ、設備を解体するまで維持管理します。はい。趣旨はわかりました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:06	なんか、
0:54:07	新規事項、規制庁からありますでしょうか。
0:54:13	鳥海先生の話、僕よくわからなかったんですけど、あれ送電線とか、特高開閉所とか、主変圧器、
0:54:25	この辺りも要するにいつ解体する分って書いてっていう話をしたんですか。維持期間維持期間の書き方で、設備を解体設備の解体に着手するまで維持管理をします。
0:54:40	ていうのは、そもそもこの設備を解体できるの。
0:54:44	はい、いつですかっていうことを書くのが維持期間なんじゃないかっていう、
0:54:51	そういう施設設備解体っていつっていえるんですけど。ここ、この辺りは。いや、賃貸ないですね。
0:54:58	うん。
0:55:05	決まっちゃってますよね。決まらないってことなんですか。うん。
0:55:09	さっき、
0:55:12	本文の5、6のところでご説明したようにですね、ちょっとまだ全然決めきれてなくて、
0:55:23	先ほどのこの審査資料の48分の45ページで、
0:55:29	5月の1として、
0:55:32	その分6名に係る補正で、両括弧1両括弧みたいな話いたしましたけれども、今回、評価ができてるのは、第2段階前半のプラント状態までだというふうに考えています。
0:55:44	一応、大原前機能が変化するマイルストーンを設定をして、全体的には、
0:55:50	設定をしてありますけれども、まだ、今回のタイミングで、端的に申し上げますとご審議いただける範囲をですねこの第二段階の前半の部分だけかなというふうに思っております、
0:56:03	第二段階の後半に移行するタイミングではですね、改めてまた再評価をして、その結果についてご説明をさせていただきたいというふうに考えています。
0:56:13	なので、それができない理由といたしましては、
0:56:18	やっぱりですね第二段階後半以降にある、廃止措置の工事の内容、これがですね、明確にちょっと決まっておられませんので、なので、今ご指摘いただいている電気設備の解体の時期と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:32	こういうのもちょっと決まっていますので、その部分については、
0:56:36	やっぱりす排出廃止措置計画、非常に決めにくいと、こういう状態になっています。
0:56:45	有吉さんおっしゃられた通りなので、解体の時期はまだ決められていないということになります。
0:56:55	この職員を、この書き方してるやつは他にどっかありますか。
0:57:04	そうですね。
0:57:14	解体場でとかっていうのはまだ他にもちょこちょこあったものだから、例えば出るでしょうから、そうですね、書けないところは書けないというのを、
0:57:28	これだよね大元のところで、確か発信の考え方でできないところ、何か考え方があってはいはいはい、そういったところをバクッと、どっかに書いておいて今後検討をちゃんとやっていきますっていう読めるしとけばいいんじゃないすかね。
0:57:46	そう思ってますのでちょっとすいません先ほどちょっと本文6地震をですすねちょっと説明を割愛してしまってもたもたかもしれませんが、ほぼ6の中にですすねそれやっぱ記載するべきだと、こういうふうに思っています。
0:58:02	あとCというところ、表の6-1も、こう書いておいて、
0:58:07	いつ頃に見直すって書くかどうかぐらいしか、非常にちょっとそうですね例えば今参考資料の3の、
0:58:18	3-1 ページに本文6の冒頭にそれを書こうと思ってるんですけど、こちらを見ていただくと、
0:58:25	補正後の欄の青字になってるところ、
0:58:28	第1パラグラフ第2パラグラフは今の話じゃありませんけれども、第3パラグラフのなお書きで記載しているところが、
0:58:38	今の趣旨をですすね、私としては書いたつもりになっております。大丈夫ですかね。はい。両括弧1って書いてある上の方ですすね、なお書き。
0:58:48	今後も、廃止措置の進捗に応じて、設備の維持運用に関する評価を行うとともに、第2段階、更新及び第3段階に移行するまでに、順次、
0:59:02	見直しを図っていくと、その結果、第6-1表に示す性能施設の範囲、機能または性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受けると。
0:59:14	こういうふうにさせていただいたということなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:26	状況は、うん、理解しました。
0:59:32	そうですね。説明聞くとわかるんですが、ちょっと表だけ見ると確かに何か、そうですね6-1表だけを見ると確かにちょっとわかりにくいですね、というのは何か。
0:59:46	注記を入れるっていうのが難しいですかね。いや、そうすると、ここ、第二段階の前半で終わる機能以外のところすべてに注記がつくみたいになってしまうんですけど、余計ぐちゃぐちゃして、ちょっとわかりにくくなっちゃうかなと思うんですけど。
1:00:15	とりあえずはい、状況を理解しません。はい。
1:00:25	終わりますか。
1:00:32	よろしいでしょうか。
1:00:34	本日いただいた資料の説明は以上ということだと思うんですけども、
1:00:40	そこを全体を通して何か、
1:00:43	確認しておきたいことがありますでしょうか。
1:00:52	パートですけどもすみませんちょっと、今回のご説明範囲じゃないんですけどちょっと事実関係だけ教えていただきたいことがちょっとありまして、ちょっと
1:01:02	コメントだけさせていただきますんで資料、補足なりご説明なり、ちょっと後日、面談でいただければなと思うんですけども。
1:01:15	先ほどの本文の後、本文の申請書の本文の方で、解体の取り出し方法は燃料体取出しと同じっていうのどういうふうに読むんですかっていうところ。はい。
1:01:26	唐木田井君が言ってる。
1:01:31	本文の11位で、廃止措置の工程。
1:01:37	ていうのがちゃんと書いてあるんですけども、工程管理について、
1:01:44	第一段階の工程管理方法についてすごく細かく書いて、
1:01:50	その第一段階の工程管理、例えばマスター工程表を作成するとかいろいろ書いてあるんですけど、それ第二段階前半も同じ工程管理を、
1:02:02	するんでしょうかっていうことをちょっと確認させていただきたいというのが日程に。
1:02:11	あとすみません保安器形なんですけど、
1:02:18	787094条で放射線管理設備とかエリアモニターの
1:02:28	維持管理について記載をされていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:34	燃料体取り出しをしなくなったので、施設管理課長への広告という項目を削除するっていうふうになってたんですけども、
1:02:45	それを報告しなくてもいい理由っていうのが、ちょっと申請書だけだとちょっとわからなかったんで、
1:02:51	それを教えていただきたいと。
1:02:55	ということなんですけど、もし今お答えいただけるのであれば、もうお出しいただいて結構なんですけれども、
1:03:04	放射線監視、
1:03:07	無線監視設備は、保健指導の研修を想定して、
1:03:13	定期点検が終わった時、起動前に、施設管理課長、当直発電課長なんですけども、そちらの方に、これこの距離は、
1:03:24	エリア6日研究が終わってます。
1:03:28	そういったところをですね、報告するようなフローとしておりました。で、第一段階は、運転中でも、燃料体取出し作業をするということですので、
1:03:40	これそのフローを引き継いできたんですけども、実際の燃料体取出し作業がありまして、切り替わりますので、その報告はやめようということで規定します。わかりました1月の起動前に、
1:03:58	ちゃんとその構成ができてるってことを、
1:04:01	把握しておく必要があるんで、残しておいたけれどももう浪人燃料がなくなったんで、その運転管理系の関係の条文を削除すると同じような形で削除するという事で理解しました。
1:04:14	ちなみにそのエリアモニターの安全品質品質保証部長でしたっけ、に報告するってのも同じですか。わかりました。はい。ありがとうございます。
1:04:24	はい。はい。
1:04:27	私からも、以上なんでちょっと今日お答えいただけないようなものについてはちょっと後程教えていただければと思います。よろしくお願ひします。
1:04:42	やっぱりできれば出した方が、
1:05:06	一つ目の本部の中で遮へい体取り出し作業っていう作業を決めておりますけれども、
1:05:17	一番初めですね、第一段階の、すいません、向こうの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:26	そうそうこれですね、これも一番最初の第1パラグラフに書いてあるんですけども、
1:05:32	車載対応という作業は、炉心等にある者、携帯等を燃料域にすべて集合することを完了条件として、第一段階の燃料体取出し作業で経験実績のある、
1:05:46	業務取扱設備を用いて、安全確実に実施するという事で第一段階と同じようにやりますと、いうのを、ここで、そういう表現したつもりなんですかね。同じようにあります。
1:05:58	これだと。はい。取扱設備を用いて実施するつつうのがあるんですけど、手順として、E V S T、全く同じ手順でやるのかっていうのは、
1:06:17	通りにくいということなんですかね。
1:06:28	どうでしょうこの新廃止措置計画上で、もう少し見えるようにした方がいいということですね。
1:06:36	そうですね。
1:06:41	それか言って差し支えないのであれば、特に差し支えはありません。同様の手順でっていうのが明確に読めるような形にさせていただいた方がいいかなと思います。
1:06:56	はい。
1:07:03	はい。会長。
1:07:06	はい。41の法定管理のところについてはもうご質問の通りですね第一段階と同じように、はい、やります。すいませんけど一段階、
1:07:18	はい。この2の二つ、(1)①第一段階ってそうです。
1:07:25	これも全体的にそうです。同じように電話も第一段階と同様にやると、この(1)の①の、こちらと書いてあることですね、同じ工程で管理します。わかりましたこれは
1:07:41	それが確認できれば結構です。はい。ありがとうございます。はい。
1:07:47	そうするとさっきのこの本文5のところは、
1:07:50	少し、今回で補正をさせていただいて、追記をしたいと思います。
1:07:58	最後保安規定関係のやつはもう大丈夫かなと思いますので、法務部のところだけ、はい。はい、わかりました。お願いします。
1:08:08	今日は高岸さんは、
1:08:11	うん。わかりました。いやちょっと、戻って確認をしてもしどっかに、もっとかけてるところがあれば、それを紹介させていただいて、これで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いいかというふうにさせていただきたいですし、廃止措置計画全体見てやっぱり書いてないなということであれば、
1:08:28	この部分に補強するようなことをちょっと考えたいと思いますのでちょっと持ち帰り検討します。はい。よろしくお願いします。
1:08:39	他規制庁からよろしいでしょうか。
1:08:43	はい。原子力機構の方から何かこの場で確認しておきたいことありますでしょうか。特にありません。サイトの方大丈夫ですか。
1:08:57	特にありません。はい、ありがとうございます。本文の方はいかがでしょうか。
1:09:08	はい。はい。特になさそうですね。はい。
1:09:12	はい。ありがとうございます。文部科学省横井さん何かありますでしょうか。
1:09:21	はい横井です。特段ございません機構の努力とあと規制庁さんのご指導のもとで、大分集約されて明確化されてきたものと思います。ありがとうございました。
1:09:33	はい。規制庁カトウですありがとうございました。それでは
1:09:38	全体討議内容でしたらこれで終了にしたいと思います本日どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。